

川崎市上下水道局渇水対策本部設置要綱

(昭和62年6月29日62川水総庶第199号)

(目的)

第1条 この要綱は、本市の主たる水源である相模川及び酒匂川水系において、渇水の長期化が予想され、かつ渇水が進行して、需要者に及ぼす影響が大きいと予測される場合には上下水道局に渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置し、円滑な渇水対策を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置時期)

第2条 本部を設置する時期は、前条に定める水源を共有する関係水道事業体の動向を勘案して、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が決定する。

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、管理者をもって充てる。

3 副本部長は、担当理事、経営戦略・危機管理室長、総務部長、サービス推進部長、水道部長及び水管理センター所長をもって充てる。

4 本部員は、総務部担当部長（財務担当）、下水道部長及び下水道部担当部長（下水道施設担当）をもって充てる。

5 本部長は、本部の事務を統括し、副本部長及び本部員並びにその他の職員を指揮監督する。

6 副本部長は、本部長の命を受け、相互に必要な協力体制を組み、別表に定める分担業務を掌理するとともに、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置き、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名したものをもって構成し、渇水対策について必要な事項を審議する。

3 本部会議の事務局は、経営戦略・危機管理室が担当する。

(本部を設置しない場合の措置)

第5条 第1条及び第2条の規定により本部を設置するまでの間、管理者は、この要綱を準用し、会議を開催し、諸対策を講ずることができる。なお、本部を設置するまでに至らなかった場合においても同様とする。

2 前項に規定する会議等の事務局は、水運用センターが担当し、その結果は、逐一経営戦略・危機管理室に書面をもって報告するものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年水道局規程第9号）等の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和62年6月29日から施行する。

附 則（平成10年3月31日9川水総庶第315号）

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日11川水総庶第286号）

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日13川水総庶第419号）

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日14川水総庶第370号）

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日16川水総庶第579号）

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日18川水総庶第649号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20川水総総第2216号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

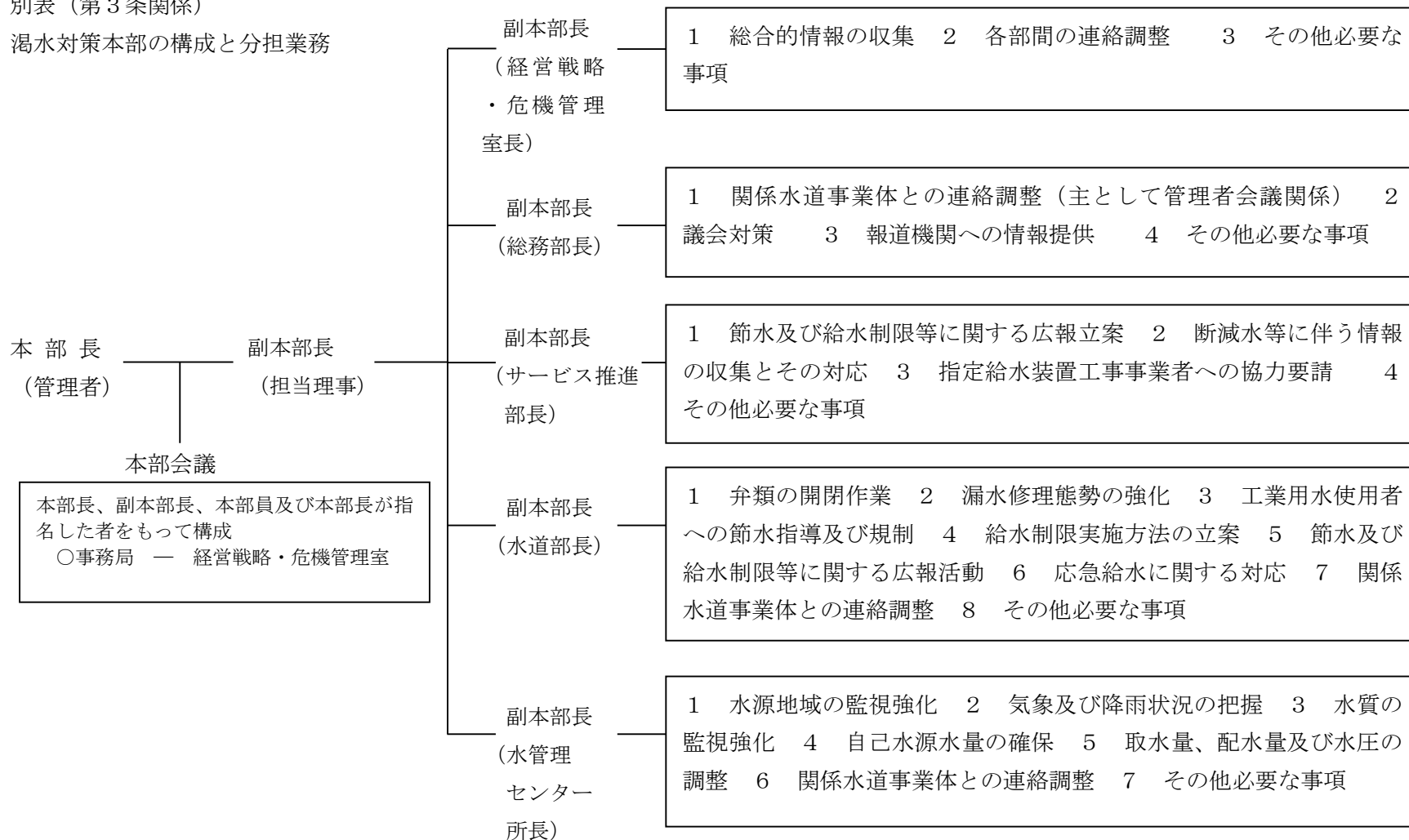
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

渇水対策本部の構成と分担業務



※ 副本部長がそれぞれ掌握する分担業務は、川崎市上下水道局事務分掌規程等に定める各部（部に相当するセンター、所及び場を含む。）の課、センター、所及び場が当たる。